

2017年1月25日

インドのリーニエンシー(制裁金減免)制度に関する インド競争委員会による初の制裁金減額の判断

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

インドにおいて、2002年競争法(Competition Act, 2002)に基づくリーニエンシー制度(制裁の減免により競争法上の違反行為の申告を促す制度)の利用がなされた案件に対する初の制裁金の減額命令が、2017年1月18日付けで、インド競争委員会(Competition Commission of India)から出されました(以下「**本件命令**」といいます)。

インドにおいては、リーニエンシー制度は2009年に施行されたにもかかわらず、最近までリーニエンシー制度は活発には利用されておらず、その理由として、制裁金の減免についてのインド競争委員会の裁量が大きいかや前例の不存在などが挙げられていました。本件命令は、法人のみでなく個人についての制裁金も減免されうること、競争総局(Director General)の調査が開始した後の申告でも大幅な減免を受け得ることを示した点で大きな意義があると考えられます。

本件命令を受けて、リーニエンシー制度の利用を検討するケースもありうるものと思われ、本件命令は今後のインドにおけるリーニエンシー制度の利用状況に影響を及ぼす可能性が高いものと言えます。

1. インドにおけるリーニエンシー制度の概要

インド競争委員会は、2002年競争法46条に基づき、カルテルについて、カルテルの当事者が競争総局による調査報告の前に違反事実を開示した場合に、当該当事者について制裁金を減免することができるかとされています。これに関連して、2009年インド競争委員会(制裁緩和)規則(Competition Commission of India (Lesser Penalty) Regulations, 2009)(以下、「**リーニエンシー規則**」といいます。)が2009年8月13日付けで公布され、同日施行されています。同規則は、制裁金が緩和されるために必要な手続き、開示の内容等について定めています。この制度の下、インド競争委員会は、制裁金について、最初の申告者については制裁金の全額まで、二番目の申告者については50パーセントまで、三番目の申告者については30パーセントまでの金額の減額をすることができるとされています。

2. 本件命令の概要

本件の調査は、インドの中央調査局(Central Bureau of Investigation)が公務員による不正を調査する過程で発覚したカルテルの疑いが同局によってインド競争委員会に通告されたことで、インド競争委員会が調査を開始したものです。

同局が提供した情報には、インド鉄道(Indian Railways)とBharat Earth Movers Limitedが電子機器の調達に際して行った入札において、Pyramid Electronics(以下、「Pyramid」といいます。)、R. Kanwar Electricals、Western Electric and Trading Companyの間で価格や供給量に関する情報が共有されたとみられるメールが含まれていました。入札において提示された価格はメールに記載されたものと同様でした。

これらの情報を踏まえて、CCIは、2014年6月、調査を開始することを決定しました。CCIは、2015年1月8日、Pyramidに対して情報提供を要請し、Pyramidは情報提供に加えて、同年3月10日、リーニエンシー制度の利用を申請しました。

インド競争委員会は、先述のメールのほか当事者間の通話記録、Pyramidから提供された情報などからカルテル、不正入札の存在を認定しました。そのうえで、Pyramidはカルテル、不正入札の存在を認めた最初かつ唯一の当事者であり、Pyramidが提出した証拠は中央調査局が提供した証拠を補強し事案の解明に重要な役割を果たしたと認定しました。また、Pyramidが提供した証拠や協力はインド競争委員会の調査を補強するものであったと評価しました。

Pyramidによる情報提供は既にインド競争委員会が不正入札の証拠を入手していた段階でなされたものであることから、インド競争委員会は制裁金全額の免除は認めなかったものの、Pyramidによる協力や提供された情報の価値を考慮して、Pyramidに対する制裁金について75%の減額を付与しました。また、Pyramidがカルテルを形成するのに重要な役割を果たした個人についても責任を認め制裁金を課しましたが、その額も75%減額されました。

3. 本件命令の意義

制裁の減免により競争法上の違反行為の申告を促す制度は、一般にリーニエンシー制度と呼ばれ、欧米においては同様の制度が比較的古くから存在し、活用例も多くあります。日本においても2006年1月施行の改正独占禁止法により導入されており、利用例も相当数に上っています。

これに対し、インドにおいては、同様の制度が2009年に施行されたにもかかわらず、最近までリーニエンシー制度は活発には利用されていませんでした。

インドにおいてリーニエンシー制度が活発に利用されていない理由としては、まず、制裁金の減免にあたって、インド競争委員会の裁量が大きいた点が挙げられていました。すなわち、リーニエンシー規則においては、インド競争委員会は同規則に規定された一定の要件を満たす場合に制裁金を減免することが「できる」とされているのみであり、これらの要件を満たしたとしても減免されるか否かはなおインド競争委員会の裁量に委ねられています。また、リーニエンシー規則3条4項は、インド競争委員会の制裁金の減免についての裁量は、申告者が開示した段階、インド競争委員会が既に保有していた証拠、申告者の提供した情報の内容、事案の全体的な事実・状況を勘案して判断することとしています。さらに、付与される減免の内容は、申告の順位によって制裁金の全額、50パーセント、30パーセントとされています(同規則4条)が、いずれもインド競争委員会が減免をすることができる上限として規定されており、実際にどの程度の制裁金の減免を得られるかは、申告者にとって事前に明らかなものとはなっていません。

このように法令の規定からは制裁金の減免が得られるのか、得られるとしてどの程度の額が減免されるのかが不透明であり、これまでにリーニエンシー制度が利用された前例もなかったため、インドにおけるリーニエンシー制度は、カ

ルテルの当事者が申告を行うインセンティブとしての機能を十分に果たすことができていなかったものと思われ
ます。

本件命令は、法人のみでなく個人についての制裁金も減免されうること、競争総局による調査が開始した後の申告
でも大幅な減免を受け得ることを示した点で大きな意義があると考えられます。本件命令を受けて、リーニエンシー
制度の利用を検討するケースもありうるものと思われ、今後のインドにおけるリーニエンシー制度の利用状況に影響
を及ぼす可能性が高いものと言えます。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、india-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins11.html>にてご覧いただけます。